

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から46年3月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
当時、国民年金保険料及び町税を、世帯分まとめて夫が納付しており、同じ納税袋で納付していた夫や義母の納付記録はあるのに、私の納付記録のみ欠落していることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫及び同居の義母は、国民年金加入期間についてすべて保険料を納付している。

さらに申立人の夫は、当時の国民年金保険料の納付方法について、地区の自治会事務所に毎月末ごろに出張してくるA町の職員に、世帯分をまとめて納税袋に町税及び国民年金保険料を入れて納付したことなど、当時の納付状況について鮮明に記憶しているとともに、A町保険年金課職員は、時期の明確な特定はできないものの、当該地区では申立人の夫が説明する収納事務をしていた事実を確認しており、申立内容は信憑性^{しんぴやうせい}が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 442

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

私は、A市に住んでいたときは町内の集金で国民年金保険料をずっと納めていた。それなのに、B市に転居する直前の3か月間だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間中保険料をすべて納付している上、国民年金の種別変更手続もすべて適切に行っている。

また、申立人は、申立期間当時の家計簿を所持しており、それによると、申立期間に係る箇所「C子年金2,700」と記載されていることが確認できる。これは、当時の3か月分の国民年金保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 443

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月

社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格を喪失した昭和52年11月が国民年金未加入期間となっているが、現在まで会社を退職したときは空白期間が無いように、すぐに役場へ行って加入手続をして保険料を払っていたので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間で、申立人は国民年金保険料を申立期間を除きすべて納付している上、前後2回の厚生年金保険から国民年金への切替えも適切に行っている。また、申立期間について、社会保険庁の記録では未加入期間とされているが、申立人が所持する年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日が昭和52年11月30日と記載されている。

さらに、申立人が国民年金の加入手続をした当時の町役場の職員は、「当時、加入手続をした国民年金被保険者に対して、窓口で納付書を渡していた。」との証言があり、申立人が保険料を納めなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を44年4月10日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月10日から50年7月1日まで

私は、昭和44年4月10日から51年2月5日まで、A事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録では、50年7月1日に厚生年金保険の資格取得となっている。44年4月から同年6月までの給与明細書があり、厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び同僚の供述から、申立期間のうち、申立人が昭和44年4月10日から同年7月1日までの期間について、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、同事業所において、申立人と同時期に同じ業務に従事していた同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該

事業所は既に全喪しており、元事業主も死亡しているため確認することはできないが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和44年7月1日から50年7月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、健康保険の整理番号の欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

また、申立期間について、雇用保険の加入記録は無い上、国民年金に加入し保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 228

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 27 日から同年 10 月 25 日まで

社会保険庁の記録では、昭和 26 年 9 月 27 日から同年 10 月 25 日までの期間、厚生年金保険の空白期間があり、この期間はA社B支店から同社C支店に転勤した時期である（昭和 26 年 9 月 28 日付け）。昭和 21 年 5 月の入社から 56 年 9 月の定年退職までA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主保有の社員席次簿、事業主からの文書回答及び雇用保険記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 26 年 9 月 28 日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日を昭和 26 年 9 月 27 日とし、厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日を同年 10 月 25 日と誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格取得日に係る記録を昭和39年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月28日から同年11月17日まで

A社に昭和25年7月から平成2年3月まで勤めていた。同社C工場からB事業場に転勤した時期の、39年9月28日から同年11月17日までの厚生年金保険の被保険者期間が無い。転勤に際し勤務に途切れは無かったので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び事業主からの回答文書などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年9月28日に同社C工場から同社B事業場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の管理する昭和39年11月のA社B事業場の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日を昭和39年11月17日と誤って記載したとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年9月及び同年10月の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答があったが、平成17年3月31日までA事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書、賃金台帳、タイムカード、退職証明書及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から判断すると、申立人はA事業所に平成17年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について平成17年4月1日と届け出るべきところを誤って同年3月31日と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年2月までの期間及び48年3月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年2月まで
② 昭和48年3月から57年3月まで

実母の勧めで国民年金に加入し、当初は自分自身で保険料を納付したが、私がA国駐在中は実母が「将来のために代わりに保険料を納付しておく」と言っていた記憶があり、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の実母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年5月17日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持している国民年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」は57年4月16日と記載されていることから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は海外に居住しており、当時日本国内に住民票を置いていない期間は国民年金の適用除外となり、制度上国民年金には加入できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年7月まで

国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について納付が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間については、私の母親が毎月100円の国民年金保険料を納付したと聞いていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年8月14日に払い出されているとともに、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金の記録の「被保険者となった日」は、42年6月21日と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

国民年金保険料の納付状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について納付が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間については、私が20歳になった時、父親が国民年金保険への加入手続を行い、保険料を納付していたと聞いていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年11月19日に払い出されているとともに、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金の記録の「被保険者となった日」は、45年8月1日と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年11月まで

私は、A町在住時の昭和46年4月から国民年金に任意加入し、60年7月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで国民年金保険料を納付したと思っているのに申立期間が未加入とされている。納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月23日にA町で払い出され、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人は任意加入被保険者として48年12月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが記載されている。これは、社会保険事務所の記録と一致しており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年5月までの期間及び59年4月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から50年5月まで
② 昭和59年4月から60年9月まで

昭和50年5月ごろ、私の母親が「60歳まで保険料を掛けると30年ほどになる。数年分は納めておくから、後は自分で納めなさい。」と言って、申立期間①の保険料として3万6,000円ぐらいをまとめて納付してくれた。

また、昭和61年に第3号被保険者となったときに未納期間があることに気づき、私の夫が申立期間②の保険料11万円ぐらいを納付してくれた。

申立期間の納付記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月10日に払い出されており、同年6月10日に任意加入被保険者の資格が取得されていることから、同期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その母親が申立期間①の保険料として3万6,000円ぐらいをまとめて納付してくれたと申し立てているが、申立人の母親は既に死亡していて具体的な状況は不明であり、社会保険庁の記録を見ると、申立人の母親は再開5年年金被保険者として、昭和49年4月にその保険料として3万2,400円を納付していることが確認できることから、申立人は、このことを申立期間①の保険料納付と混同している可能性がある。

申立期間②については、当時納付すべき保険料額は 15 万 5,220 円であり、申立人の夫が納付したとする保険料額と相違する上、申立人の夫に聴取しても、保険料納付に係る具体的な証言は得られず、社会保険庁の記録では、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、このことを申立期間②の保険料納付と混同している可能性がある。

このほか、申立人の母親及び夫が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 449

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで
当時、私は大学生であったが、母親が私の将来のために思い国民年金に加入し保険料を納付してくれていたと思うので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親も申立期間は未加入期間となっており、申立人の弟も大学生時代は未加入期間となっている。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで
昭和41年3月に会社を退職後、A町にあるA町ショッピングセンター内において電気器具販売店を開業し、同時にA町ショッピングセンター商人会に加入した。
国民年金には同商人会を通じて加入し保険料を納付していたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年11月16日に払い出されており、41年4月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、残りの期間も過年度となるため、申立てのような方法では保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻も申立期間は未納となっている。

このほか、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月から 34 年 8 月まで
脱退手当金を受け取った記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和34年11月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 232

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 39 年 1 月まで
② 昭和 45 年 1 月から 52 年 2 月まで

A社に昭和 38 年 3 月ごろから 39 年 1 月ごろまで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社での厚生年金保険の加入記録が昭和 52 年 3 月 1 日からとなっているが、昭和 45 年ごろから勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①について、社会保険事務所が管理するA社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、B社D支社の同僚は、「私は昭和 52 年 3 月から会社に雇われた。それまでは自分のトラックを持ち込んで会社に出入りしていたが、申立人も同じ状況だったと思う。」と証言しており、申立人を含めた 8 名が昭和 52 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格取得していることから、当該事業所では、申立人を含む多数の者を 52 年 3 月 1 日付けで雇用し、厚生年金保険に加入させたことが考えられる。

また、雇用保険の記録も取得日が昭和 52 年 3 月 1 日となっており、厚生年金保険の資格取得年月日と一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 1 月 31 日まで
申立期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所では無く、商業登記簿及び法人登記簿にも記載が無い。

さらに、申立期間に係る勤務実態については、「A社は、B社C本店のD出張所であった。」という証言は得られたものの、申立期間に勤務していた者から申立人に関しての証言が得られず、申立人が同社に勤務していたことを確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 40 年 12 月まで

申立期間について、A社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

さらに、A社に対し、申立人に係る人事記録、賃金台帳など申立人の勤務状況や厚生年金保険等の加入状況を確認できる関連資料等の提出を求めたが記録は保存されていないことから、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険等の加入の実態を確認することはできなかった。

加えて、雇用保険の加入記録において、申立期間に係る記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月から22年7月まで
② 昭和25年4月から28年3月まで

昭和20年8月から22年7月まで、A事業所の耕地課に約2年間勤務して、工場内で野菜や芋を栽培する仕事をしていた。また昭和25年4月から28年3月までB事業所に約3年間勤務して、夜間に線路保全の仕事をしていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①については、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、A事業所が保存している昭和20年からの社員データにも、申立人の氏名は見当たらなかった。

さらに、申立期間②についても、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、B事業所が保管する、同事業所がC事業所から分離した昭和24年12月1日からの社員台帳にも申立人の記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 2 日から 38 年 12 月 29 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金が支給済みとなっている。脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 4 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が、昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 31 日までとされているが、雇用保険被保険者離職票の離職年月日欄にも同年 3 月 31 日と記されているとおり、同社には同年 3 月 31 日まで勤務していたので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は既に全喪し、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 43 年 3 月 1 日からは配偶者の被扶養者と認定されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

A事業所に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

しかし、A事業所は今も存在しており、間違いなく厚生年金保険に加入していたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険事務所の記録からA事業所が、新規適用事業所として厚生年金保険に加入したのは平成元年9月1日であることが確認できる。

また、A事業所に確認したところ、「申立期間当時、A事業所は適用事業所ではなかったので、従業員は系列の杉本商店で厚生年金保険に加入していた。しかし、申立人は、アルバイトの身分としての雇用で、厚生年金保険にも雇用保険にも加入していなかった。」との回答であった。

さらに、申立人は申立期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、ほかに申立てに係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月25日から31年2月5日まで
② 昭和31年3月30日から同年12月ごろまで

高校を卒業して、A社に就職し、以後、昭和31年12月ごろまで同社に継続して勤務していたのに、社会保険庁の記録では、いったん同社を退職しB事業所で厚生年金保険の被保険者となり、再びA社に戻り同社で厚生年金保険の被保険者となった記録となっている。

申立期間についてA社で厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社での厚生年金保険加入期間は、昭和28年9月1日から30年3月25日までの期間及び31年2月6日から同年3月30日までの期間の二つの期間となっている。

申立期間①は、これらの期間に挟まれた期間であるが、同期間のうち30年7月1日から同年10月1日までの期間は、B事業所において厚生年金保険の加入記録があり、このことは、同事業所の複数の同僚等の証言や、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人がA社で取得した厚生年金保険被保険者証記号番号により被保険者資格が取得されていることなどから、特段、不合理な点は見受けられない。

また、申立期間①のうち昭和30年3月25日から同年6月30日までの期間及び同年10月1日から31年2月5日までの期間並びに申立期間②については、A社は申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認できる資料を有しておらず、同僚等に聴取しても、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無等について確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 5 月 27 日まで

A社及びB社に勤務した期間について、脱退手当金を受け取っているとの回答を社会保険事務所から受けたが、私は、当時、厚生年金保険に加入していることも、脱退手当金制度のことも知らなかった。

脱退手当金の手続をした覚えも無いし、これを受け取ったことも無いので、申立期間を年金額の計算対象となる期間に入れてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約11か月後の昭和44年4月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。